

京都市告示第 265 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年9月24日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
翔鸞経6号線	北区紫野下柏野町7番地の12地先から	旧	メートル 63.80	メートル 2.60 ~ 3.15
	同町14番地の1地先まで	新	63.80	3.12 ~ 7.12
久世21号線	南区久世大築町185番地地先から	旧	46.70	5.95 ~ 9.00
	同町192番地地先まで	新	46.70	8.46 ~ 10.50

(建設局土木管理部道路明示課)